

年金記録問題へのこれまでの取組

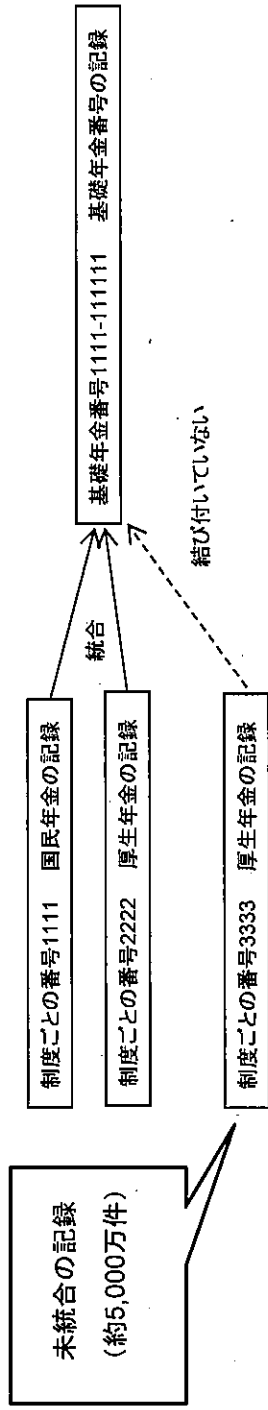
平成26年7月7日
厚生労働省年金局

年金記録問題の概要

<基礎年金番号に統合されていない年金記録の問題>

- 年金記録は平成9年以降、国民一人に一つの番号(基礎年金番号)で管理されているが、平成18年6月時点で、どの番号にも結び付いていない約5,000万件の年金記録が存在

(未統合の記録のイメージ図)



未統合記録(5,095万件)
問題

<誤りのあるオンライン記録の問題>

- 年金記録は当初、紙台帳で管理されていたが、その後、コンピュータによる管理方法に順次変更された。その際、紙台帳の記載内容が正しく移し換えられず、誤っている記録が存在。
- 国の厚生年金記録と厚生年金基金が保有する基金記録の内容が異なっている記録が存在。

記録の内容に誤りがある問題

年金記録問題を解決するための取組

○未統合記録（約5,000万件）問題への対応

年金記録は、平成9年から、国民一人に一つの番号（基礎年金番号）で管理されているが、どの基礎年金番号にも結びつかない約5,000万件的年金記録が国のコンピュータの中にあることを、平成19年に国会に報告。



○「ねんきん特別便」などにより年金記録を送付し、ご本人に確認いただいた上で、年金記録を回復

・未統合記録5,095万件的のうち、26年3月時点で、

- ◇ 解明された記録：約3,012万件
（基礎年金番号に統合済みの記録1,771万件、死亡者等の記録1,241万件）
- ◇ 解明作業中又は、特別便の回答が未回答であったり、持ち主の手がかりが得られないため未解明となっている記録：約2,083万件

- ・未解明記録の解明には、ご本人からお申出をいただくことが重要、そのため、
 - ◇ 平成25年1月より「ねんきんネット」で「持ち主不明記録」を検索できるサービスを開始するなど「ねんきんネット」の整備、利用促進
 - ◇ 引き続き「ねんきん定期便」等での年金記録の確認の働きかけ、
 - ◇ 27年10月からの受給資格期間短縮（25年→10年）に向けた呼びかけ

などの対応を実施

- ・未統合記録等の持ち主確認についての能動的なアプローチ（検討中）

○記録の内容に誤りがある問題への対応

年金記録を紙台帳による管理からコンピュータによる管理に切り替えられた際に（国民年金は昭和59年、厚生年金は昭和61年）、紙台帳の記載内容を正しくコンピュータに移し換えていない記録の存在が判明。



○紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業を実施（22年10月から開始）

- ・26年3月末時点で、対象者7,900万人分の突合せを終了。
- ・突合せの結果、記録訂正が必要となった方へのお知らせ送付についても、共済組合に照会中のケースなど一部の処理困難分（約6,000件）を除いて終了。
- ・26年度は、お知らせを送付した方からの回答を受け、記録訂正や再裁定を行う。
※なお、今後、市町村から追加で提出される紙台帳については、随時、対応を行っていく。

○国の記録と厚生年金基金が保有する記録の突合せを実施（21年3月から開始）

- ・26年3月末時点で対象者約3,700万人分の突合せを終了。
- ・突合せの結果不一致があるものに係る年金機構の審査（約510万件）は終了し、お客様からの回答未了分（約500人分）を除き記録訂正を終了。

年金記録問題への取組と回復額等

() 内はデータの時点

課題	対策	回復人数など
I 未統合記録 (5,095万件) 問題	ねんきん特別便などの各種便 (26年3月時点)	1,382万人(平成18年6月以降) [受給者716万人 被保険者等666万人]
II 記載の内容に 誤りがある問題	①紙台帳とコンピュータ記録の突合せ (26年3月末)	189万人 [回復見込額の累計(年額)約304億8千万円 増額となった方一人当たり平均(年額)約1.6万円]
	②国民年金特殊台帳とコンピュータ記録の突合せ <22年6月に終了>	8万件 [増額となった方一人当たり平均(年額)約1.4万円]
	③被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せ (26年3月末)	55万件 [国の記録が誤っているとして基金等へ回答した件数 (受給者、被保険者等の合計) 一つのオンライン記録につき複数の不一致の理由がある場合はそれぞれを1件と計上]
	④標準報酬などの遡及訂正 事例	年金事務所段階での記録回復 627件 総務大臣のあっせん(第三者委員会の調査審議)による記録回復 735件
	2万件戸別訪問調査 (従業員専断 1,602件) <22年6月に終了> 年金事務所段階における記録回復 (2万件戸別訪問調査対象者以外を含む) (26年3月末)	5,661件

記録訂正による受給者の
年金額(年額)の増額の
累計
(平成20年5月以降)

1,081億円(324万件)
(26年3月)

増額となった方一件当たり
平均(年額)約3.3万
円

65歳から受給した場合
の回復総額(生涯額)
約2.2兆円
(26年3月)

(説明1) 無年金者からの回復事例

・平成20年5月以降に無年金の状態から年金受給者となった方は、741人(平成26年3月)

(説明2) 特例保険料の納付

・総務大臣のあっせんが行われた事例のうち、事業主から保険料の納付が行われたのは、53,639件、約55億円(平成25年9月)(納付を勧奨した件数68,233件のうち約79%、特例納付保険料の総額約84億円のうち約66%)

(説明3) 65歳から受給した場合の回復総額

・記録訂正による受給者の年金額(年額)の増額の累計である1,081億円を、65歳以上の老齢年金給付額の男女比率で按分し、受給期間を男女別の65歳の平均余命の期間として、それぞれ乗じて合算した額

未統合記録(5,095万件)の解明状況

〈平成26年3月時点〉

I 〈解明された記録〉 3,012万件	(1) 基礎年金番号に統合済みの記録 1,771万件
	(2) 死亡者に関連する記録及び年金受給に結び付かない記録 1,241万件 〔 ① 死亡者に関連する記録 689万件 ② 年金受給に結び付かない記録 552万件 〕

人数ベース 1,382万人
〔
受給者 716万人
被保険者等 666万人
〕

II 〈解明作業中又はなお解明を要する記録〉 2,083万件	(1) 現在調査中の記録 4万件 (ご本人からの回答に基づき記録を調査中)
	(2) 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答のため持ち主が判明していない記録 843万件 〔 ご本人から未回答のもの 312万件 ・「自分のものではない」と回答のあったもの 192万件 ・お知らせ便の未到達のもの 52万件 ・その他(注1) 287万件 〕
2,083万件	(3) 持ち主の手がかりが未だ得られていない記録 921万件 〔 想定される例～ ・死亡していると考えられるもの ・国外に転居していると考えられるもの ・届出誤り(誤った氏名・生年月日)により収録されたもの ・事情により別の氏名や別の生年月日で届出したもの 〕
	(4) (1)～(3)の記録と同一人と思われる記録(注2) 314万件

ねんきんネットでの検索(25年1月末)

日本年金機構における紙台帳検索システムを用いた持ち主検索作業(23年8月)

・10年未満の記録についても黄色便を送付(24年6月)
・特別便・定期便が未到達の方に対して直近の住居情報と突合の上、再送付(24年2月)

※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。
(注1)「その他」は、「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの、「基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれなかったもの」、「黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの」等
(注2) (4)は、(1)～(3)の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録